

山中湖村業務継続計画（試行）

平成30年7月

目 次

第1章 基本的事項

第1節 業務継続計画（BCP）とは	1
第2節 山中湖村BCP策定の目的	2
第3節 山中湖村BCPの目標	2
第4節 BCPの対象	2
第5節 業務継続性の確保に係る位置づけ	2
第6節 BCPの必要性	3
第7節 BCP策定に期待する効果	3
第8節 山中湖村地域防災計画との関係	4
第9節 各課等の業務	5

第2章 被害状況等の想定

第1節 前提とする災害（地震）	5
第2節 被害想定	5

第3章 BCPの基本方針

第4章 非常時優先業務の選定

第1節 業務継続を検討する対象期間	9
第2節 非常時優先業務選定時の留意点	9
第3節 非常時優先業務選定時の参考資料	10
第4節 非常時優先業務（各課等ごと）と業務開始目標時間	10

第5章 非常時優先業務の実効性を担保するための留意点

第6章 必要資源からみた対策

第1節 必要資源の確保状況と対策の検討 12

第2節 資源の確保状況に応ずる指揮の継続 17

第7章 業務継続体制の向上

第1節 教育・訓練等 18

第2節 点検・是正 20

第1章 基本的事項

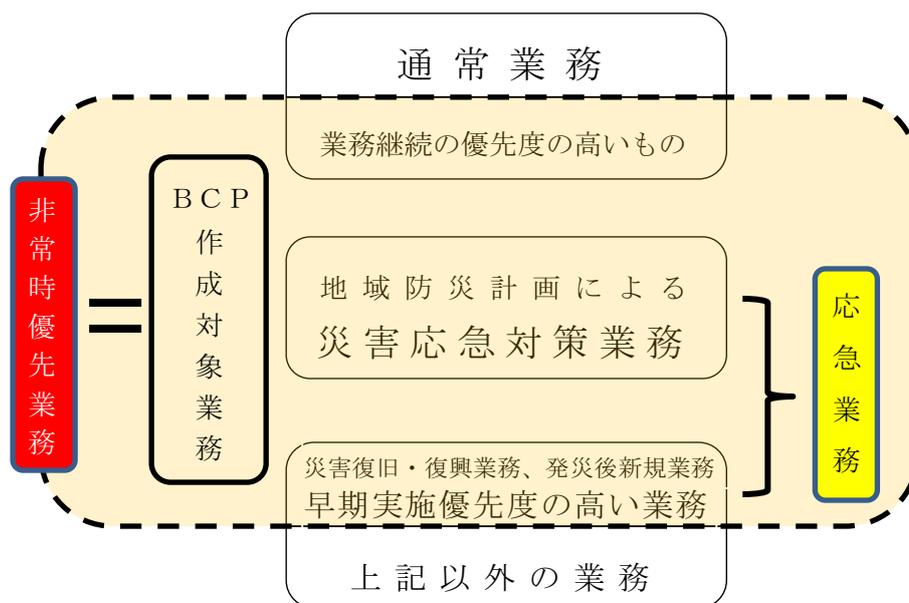
第1節 業務継続計画（BCP）とは

BCP（=Business Continuity Plan：業務（事業）継続計画）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務 ※1）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源（資源 ※2）の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うための計画である。（以下、「BCP」という。）

※1 大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い人命救助、災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

参照： 図－1 「非常時優先業務」イメージ

※2 人員、事業所、資機材等をいう。



図－1 「非常時優先業務」イメージ

第2節 山中湖村BCP策定の目的

山中湖村に災害が発生した際、非常時優先業務を明らかにして優先順位を付す等、業務を迅速・効果的に着手・実施し、災害時における被害、特に人的被害を最小限にとどめることである。

第3節 山中湖村BCPの目標

山中湖村BCPの目的を達成するため、災害発生時に施設、人員など制約が生じる中で、山中湖村は、「何を、いつ、どうやって」行うか等、あらかじめ、実効性ある計画を具体的に策定することである。

第4節 BCPの対象

(1) 対象とする組織・執務実施場所の範囲

BCPでは、村役場の全課等の業務を対象とする。

また、執務実施場所は、村役場本庁舎を主な対象とする。

(2) 対象とする業務

BCPで対象とする業務は、大規模災害発生時においても優先して実施すべき業務（非常時優先業務）で、災害発生後に地域防災計画に基づいて取り組む応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務（迅速な実施が求められる復旧・復興業務）及び優先度の高い通常業務（停止や休止ができない通常業務）である。

参照： 図－1 「非常時優先業務」イメージ

第5節 業務継続性の確保に係る位置づけ

地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、BCPの策定により、業務継続性の確保を図るものとする。

（「防災基本計画」抜粋）

第6節 B C Pの必要性

山中湖村は、災害対策基本法第42条に基づき、また、観光客・避暑客等が移住するなどの特性を踏まえ、本村における災害に対処するため、災害応急対策及び災害復旧をすることにより、村民及び滞留者の生命、身体、財産を災害から保護することを目的に、地域防災計画を策定しています。併せて、住民に一番身近な自治体として住民生活に密着した行政サービスを提供しているところであります。災害に対応中であっても、業務を休止することが住民等に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められることからその実効性を担保するため「山中湖村業務継続計画（B C P）」の策定が必要となります。

第7節 B C P策定に期待する効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し極めて膨大なものとなるが、B C Pを策定することにより、以下の効果が期待できる。

- (1) 発災直後の業務レベルの向上や業務への着手時間の短縮により、村役場の業務の迅速な再開が可能になる。
- (2) 村役場の業務の迅速な再開により、災害時における民間企業の事業継続への影響を低く抑えることが可能になる。
- (3) 役場職員（各課等）が自己（自課等）の業務に関し、非常時優先業務を明確にすることにより、共通の認識を得ることができる。
- (4) 最も大きな災害被害を想定したB C Pを策定することにより、他の災害への対応が可能になる。

参照： 図－2 「B C P策定の効果」イメージ

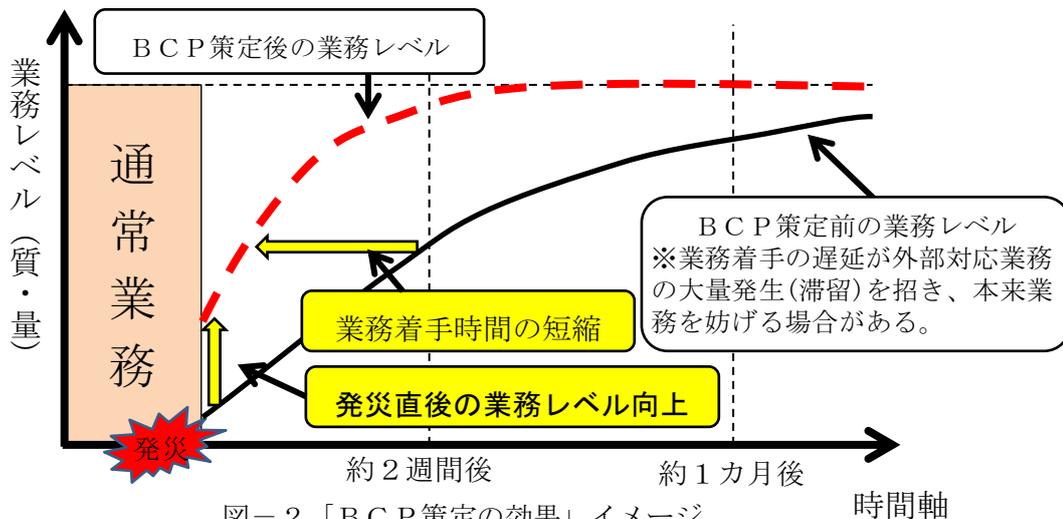


図-2 「BCP策定の効果」イメージ

第8節 山中湖村地域防災計画との関係

山中湖村の防災対策を定めた計画としては「山中湖村地域防災計画」がある。これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアルがあるが、BCPは、これらの計画等を補完し、又は相まって、村役場自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実効性を確保するものである。

地域防災計画との主たる相違点は、表-1のとおりである。

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
計画の趣旨	実施事項や役割分担を規定するための計画	必要資源を元に非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
行政の被災	特に想定する必要がない	必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定
対象業務	応急対策業務	非常時優先業務 （災害応急対策業務 +優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	必要事項でない （できるだけ早く）	業務開始目標時間を定める必要がある
業務に従事する職員の水・食料等の確保	必要事項でない	検討の上、記載

表-1 「地域防災計画とBCPの相違点」

第9節 各課等の業務

発災時の応急業務以外の行政分野については、計画が不十分であり、防災対策の点検も総務課防災担当の業務という認識から先送りされがちである。しかしながら、災害により一つの業務が滞るならば、住民等の生活に大きな影響を及ぼすことも予想されるため、起こり得る災害に備え各課等の業務について全職員が一丸となり「防災」の観点から災害時に行う業務を含め点検を行う。この点検結果を踏まえ、防災対策の充実・見直しを行い、優先順位を付し「非常時優先業務」を着実にやっていくよう努める必要がある。

第2章 被害状況等の想定

第1節 前提とする災害（地震）

計画の前提とする地震は、平成17年に山梨県が発表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」における「※東海地震（マグニチュード8.0）」とする。（村の地震動については、全域で震度6弱、東部の一部の地域で震度6強、その他の地域で震度5強と予測されている。）

（※東海地震は、現在、南海トラフ地震に包含（単独での情報発信の取りやめ等）すべく検討されている最中であるが、その結果を踏まえ名称を読み替える。）

第2節 被害想定

(1) 人的被害

(単位:人)

		5時	12時	18時
死者数	建物崩壊	18	9	9
	斜面崩壊	1	1	1
	火災	1	1	1

		5時	12時	18時
重傷者数	建物崩壊	7	5	5
	斜面崩壊	1	1	1
	火災	1	1	1
軽傷者数	建物崩壊	59	49	47
	斜面崩壊	1	1	1
	火災	1	1	1

(2) 滞留旅客・帰宅困難者 (山中湖・忍野周辺 単位:人)

	昼間 (10時～18時)	夜間 (18時～翌10時)
1月	2,772	780
2月	3,254	649
3月	3,889	1,405
4月	4,581	1,870
5月	5,963	2,578
6月	4,653	1,385
7月	6,013	3,504
8月	10,637	9,127
9月	6,248	2,666
10月	5,290	1,657
11月	5,116	1,672
12月	3,702	1,001

情報源:「山梨県東海地震被害想定」

(3) ライフライン被害

		被害想定												
上水道		<p>上水道による機能支障(断水)は、発生直後で約99%と村のほぼ全域で断水が想定され、1週間後でも約84%と高い断水率が想定される。また、全県的復旧には1ヶ月を要すると想定されるが東海地震のような広域的な災害の復旧は、より長期化する恐れがある。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">断水率(%)</th> </tr> <tr> <th>直後</th> <th>1日後</th> <th>2日後</th> <th>1週間後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.2</td> <td>91.9</td> <td>91.7</td> <td>83.5</td> </tr> </tbody> </table>	断水率(%)				直後	1日後	2日後	1週間後	99.2	91.9	91.7	83.5
断水率(%)														
直後	1日後	2日後	1週間後											
99.2	91.9	91.7	83.5											
電気		<p>電力施設における機能支障率(停電)は、村の約70%に及び、全県的な復旧は約5日程度と想定されるが東海地震のような広域的な災害の復旧は、より長期化する恐れがある。</p>												
LPガス		<p>LPガスにおける機能支障は、村の約19%と想定される。全県的な復旧は約1~2週間程度と想定されるが東海地震のような広域的な災害の復旧は、より長期化する恐れがある。</p>												
電話 通信	一般電話	<p>一般電話における機能支障は、村の約10%と想定されるとともに、輻輳により数日間かかりにくい状態になると考えられる。また、全県的な復旧は約1週間程度と想定されるが東海地震のような広域的な災害の復旧は、より長期化する恐れがある。</p>												
	携帯電話	<p>携帯電話の設備は、十分な耐震性を有する建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられるが、一時的な通話の集中が発生し、基地局のチャンネル数が不足して輻輳が発生する。したがって、災害伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板等の運用が安否確認等の連絡手段として大きな効果を発揮すると想定される。</p>												

(4) 交通施設等被害

ア 道路

村内の緊急輸送道路指定路線である国道138号、国道413号については、一部区間に割れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障が想定され、緊急輸送に大きな支障が発生するおそれがある。

イ 河 川

本村の河川では、地震発生時の決壊等の事象は極めて低いものとなっているが、桂川では液状化による影響で河川堤防等に被害が発生する可能性があり、増水時と重なった場合には浸水被害などに発展することがあると想定される。

第3章 B C Pの基本方針

- 1 村民の生命、身体及び財産の保護のため非常時優先業務への早期着手と集中 特に、当初の72時間は、人命救助に係る業務を最優先とする。

山中湖村は、大規模な災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に早期着手し、当時の全力を挙げて対応する。

このため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に縮小・休止する。

(その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次復旧をはかるものとする。)

- 2 一元的な非常時優先業務の実施

非常時優先業務の実施については、山中湖村災害対策本部において、村長指揮のもと一元的に指揮・統制・調整する。

- 3 業務継続体制の検討・整備

非常時優先業務を迅速、効果的に実施するため、あらかじめ業務継続体制を検討・整備することが必要である。そのために、実効的なB C Pを策定するとともに、当該B C Pに基づき計画的に業務継続体制を検討・整備する。

第4章 非常時優先業務の選定

第1節 業務継続を検討する対象期間

各業務を検討する期間は、業務開始目標時期を発災直後～1ヶ月以内とする。選定基準は、次のとおりである。

(1) 3時間以内【3H】

発災後直ちに着手しないと、村民の生命、身体及び財産または社会経済維持に重大な影響を及ぼすため、最優先に対策を講ずべき事項

(2) 1日（24時間）以内【1D】

遅くとも発災後1日（24時間）以内に着手しないと、村民の生命、身体及び財産または社会経済維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき事項

(3) 3日（72時間）以内【3D】

遅くとも発災後3日（72時間）以内に着手しないと、村民の生命、身体及び財産または社会経済維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき事項

(4) 2週間以内【2W】

遅くとも発災後2週間以内に着手しないと、村民の生命、身体及び財産または社会経済維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき事項

(5) 1ヶ月以内【1M】

発災後1ヶ月は業務を停止しても村民の生命、身体及び財産または社会経済維持に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務

第2節 非常時優先業務選定時の留意点

- (1) 業務開始目標時間にどの業務が該当するかは、「当該業務が行われない場合の住民への影響を分析し、いつまでに実施されるのが望ましいか」という観点で検討

- (2) 災害応急対策業務と通常業務で重複する場合は、災害応急対策業務に整理
- (3) 業務は、内容が理解容易なように具体的に記載
- (4) 社会的影響の重大性から検討
- (5) 応急業務の漏れ防止のため、地域防災計画との整合性に留意し検討
- (6) 実際の被害状況等を受けてから実施が決まる業務があることに留意し検討

第3節 非常時優先業務選定時の参考資料

- (1) 地域防災計画
- (2) 事務分掌規則
- (3) 各課等で作成したマニュアル等

第4節 非常時優先業務(各課等ごと)と業務開始目標時間

非常時優先業務は、災害応急対策業務や早期に実施しなければならない優先度が高い応急・復旧・復興業務(別表1)である災害応急対策業務の業務開始目標のほか、業務継続の優先度の高い通常業務(別表2)である各課の通常業務の業務開始目標から作成した。

別冊「非常時優先業務」

第5章 非常時優先業務の実効性を担保するための留意点

(1) 実効的なBCPの策定

BCPの実効性が不十分では、業務継続体制を適切に整備することはできない。このため、山中湖村のBCPは、以下の事項に着意して策定するものとする。

ア 非常時優先業務について、可能な限り「いつ、誰が、何を、どのように」実施するのかを具体的に計画する。

イ 迅速、かつ、誤解なく理解できるよう、専門的な用語や冗長な文章は避け、記述は簡潔・明快にする。

ウ 山中湖村の実態、被災した場合の現場のニーズ等、実践的な計画策定に考慮する。

(2) 管理職の検討への参加

業務継続体制の検討では、非常時優先業務の選定（災害応急対策業務や通常業務の優先順位付け）や必要資源の配分等を検討する必要があり、組織全体として優先順位等の合意形成が必要となるため、単に担当者のみならず、課長等を中心とした管理職が検討に参画する必要がある。

(3) 全庁的な検討体制の確立

業務継続体制の検討は、大規模な災害が発生した際の業務継続体制を検討することであり、全職員が非常時優先業務のBCPを理解し、発災時の業務遂行に備える。

(4) BCPに基づく計画的な準備

BCP策定を進める中で明らかとなった問題点・課題などについて計画的に整備し、災害時に機能するよう平素から準備を推進する。

■ 準備すべき事項の一例

ア ハード面の準備

資源の備蓄、施設・設備の耐震化、パソコン・コピー機など、使用不能になると業務に影響を及ぼす機器等の転倒・脱落防止

イ ソフト面の準備

庁内体制整備、関係機関との連絡調整、非常時優先業務実施上の考えられるボトルネック解消など

ウ BCPに基づく訓練の実施による実効性の確認と問題点の把握及び対策の確立

(5) 関係機関等との調整

発災時の業務継続を確立するためには、県、消防、警察等の関係機関や必要資源の確保に係る関係事業者（情報システム、ライフライン等）との連携が不可欠となるため、業務継続体制を検討する際には、これらの関係者との調整も考慮する。

この際、BCPのセキュリティーに関する情報や緊急連絡先リスト等の個人情報等は原則非公開とし、情報保護に注意する。

第6章 必要資源からみた対策

発災時の資源状況を把握するとともに、非常時優先業務に必要な資源を各課等ごとに分析する。資源が不足している場合、短期的な対策として必要な代替手段を確保し、中長期的な対策を検討する。

第1節 必要資源の確保状況と対策の検討

(1) 職員の参集想定（勤務時間外）

発震により緊急参集が必要となった場合、職員自ら（家族等含む）の被災、交通途絶などが予想され、通常の人員参集が望めないと想定される。

ややもすると、「自分は被災しない」という思い込みの中で、地震への対応策を検討しがちであるが、それは避けなければならない。

職員は、平常時からあらかじめ定められた地震災害時における職員配備基準及び自己の任務を十分理解し、震度4以上の地震の発生（職員配備基準）を察知したときは、職員配備基準に定められた職員は速やかに参集し、防災活動を行う。また、職員配備基準に該当しない場合であっても、ラジオ・テレビ等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属長と連絡をとり、必要に応じて所属長の指揮下に入るように努める。

ア 地震発生時の職員参集想定（勤務時間外）

- (ア) 職員の参集が最も低いと考えられる休日で想定する。
- (イ) がけ崩れや建物の倒壊のため、徒歩での移動で計算する。
- (ロ) 障害物等を考慮し通常の歩行速度より遅い3km/hで計算する。
- (エ) 1時間後、3時間後、12時間後、1日後、3日後、1ヶ月後で参集想定する。
- (オ) 2日後までは、本人及び家族等の被災のため1割が参集できない。
また、3割が救出・救助活動等のため参集できない。
- (カ) 3日後は、本人及び家族等の被災のため1割が参集できない。
また、2割が救出・救助活動等のため参集できない。
- (キ) 1ヶ月後は、職員の死傷等により1割が参集できない。
- (ク) 参集想定率等

1時間後	3時間後	12時間後	1日後	3日後	1ヶ月後
31 % (28人)	47 % (44人)	59 % (55人)	60 % (56人)	70 % (66人)	90 % (85人)

※ 人員数は、H29. 10. 01の所属職員94名として算出

※ 参 考： 兵庫県、神戸市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市の地震発生の日々の参集率の平均は、約48%であり、発災から4日目までの平均は、約76%であった。

(ケ) 減員対策

災害対策本部各部の災害活動に従事する職員の参集状況により、人員を必要とする部へ他部からの応援職員を配置する。さらに、活動人員が不足する場合には、県や他市町職員応援による人員の確保及び適切な人員配備を行う。

※ 同一災害において被災しない地域と積極的な相互
受援協定等の締結を推進

イ 職員配備基準

	任務の概要	配備	配備人員
震度4の地震を観測	<input type="checkbox"/> 情報収集 <input type="checkbox"/> 応急活動体制 <input type="checkbox"/> 災害警戒本部の設置	第2配備(Ⅱ)	<input checked="" type="checkbox"/> 自動配備 <input type="checkbox"/> 総務課 係長以上、防災担当 <input type="checkbox"/> 生活産業課 1名 <input type="checkbox"/> 職員・消防団 自宅待機
震度5弱以上の地震を観測	<input type="checkbox"/> 情報収集 <input type="checkbox"/> 応急活動体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 避難所開設対応	第3配備(Ⅱ)	<input checked="" type="checkbox"/> 自動配備 <input type="checkbox"/> 全職員参集

ウ 応急活動体制

	震度4	震度5弱・5強	震度6以上
勤務時間内の体制	1 村防災行政無線による村内一斉放送の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 地震情報 <input checked="" type="checkbox"/> 地震防災対策 ・火の始末 ・パニック防止 ・テレビ、関係機関等から情報収集 2 村内被害状況等の情報収集	1 左欄1・2を実施 2 必要に応じ、庁舎内に遅滞なく災害対策本部を設置	1 左欄1を実施 2 可及的速やかに山中湖村役場に災害対策本部を設置する。ただし、役場が地震災害により使用不能の場合は、「山中湖温泉紅富士の湯」「山中湖交流プラザきらら」「山中湖村コミュニティセンター」「平野保育所」のいずれかに設置
勤務時間外の体制	第2配備Ⅱ体制により配備	第3配備Ⅱ体制により配備(職員全員参集)	

(2) 庁 舎

災害対策本部を設置する庁舎は、電源や通信手段の確保のめどが立たない事態など、不測の事態に備えるため、平素から本庁舎使用不能時の代替施設の検討を行う。

ア 本庁舎は耐震基準を満たしており、倒壊の心配は低いと考えられる。

ただし、壁や柱、ガラスの破壊や亀裂の発生、棚、天井板、照明器具等の落下などにより、破片等が床や廊下に散乱することが予測され、日中に地震があった場合、負傷者等が出る可能性がある。負傷者等を局限するために、出来得る対策を十分に実施する必要がある。

イ 対 策

災害対策本部の代替設置場所は、次のとおりとする。当時の災害の種類・規模等を考慮して決定する。

施設名	所在地	電話番号
山中湖村温泉「紅富士の湯」	山中湖村山中 865-776	(0555) 20-2700
山中湖交流プラザ「きらら」	山中湖村平野 479-2	(0555) 20-3111
山中湖村コミュニティセンター	山中湖村平野 283	(0555) 65-7750
平野保育所	山中湖村平野 1997-1	(0555) 65-8542

(3) 電 力

ア 停電時の対応

停電した場合、自家発電に切り替わる。

イ 対 策

- (ア) 発電機の準備
- (イ) 燃料・油脂類の備蓄
- (ウ) 定期的な保守・点検

(4) 通 信

ア 通信手段

関係防災機関等との連絡通信については、固定電話、携帯電話、携帯衛星電話、県・村防災行政無線システム、移動系防災無線、山中湖村ホームページ、エリアメール、山中湖村安心安全メール、エフエム富士五湖などの通信機器等を状況に応じて活用する。

イ 対 策

(ア) 耐震対策

固定電話、パソコン、各種システム等の計画的な耐震処置

(ア) 災害時優先電話(非公開)

村役場内に2回線設置(輻輳を避けるため、発信専用として確保)

(イ) 携帯衛星電話、移動系防災無線

定期的な保守点検及び訓練に使用する等、使用方法の熟知

(ウ) 防災行政無線システム(各家庭等の個別受信機含む)

定期的な保守点検の実施

(エ) エフエム富士五湖

(株)エフエム富士五湖と「災害時における緊急放送に関する協定」
を締結を継続

(5) 情報システム

ア バックアップ

各業務を早期に再開するための重要なインフラであり、多重化などによりバックアップ体制を整備して早期に復旧できる体制である。

イ 対 策

(ア) 災害発生時の当初業務が実施できるように、必要書類を印刷し紙媒体として保管

(イ) 手作業による業務継続のためのマニュアル整備及び訓練の実施

(ウ) 細部は、ICT 業務継続計画(作成予定)に記述

(6) トイレ

ア トイレ対策

発災当初に予想されるトイレの不足には十分な対応ができる体制ではない。

イ 対 策

- (ア) 役場及び各避難所予定地に仮設トイレを備蓄
- (イ) 発災当初に不足が予想される16基の仮設トイレ確保を優先
- (ウ) 耐震化が施されているトイレには、既存トイレを使用する簡易トイレを主に確保する。

(7) 飲料水・食糧

ア 備蓄状況（平成30年1月1日現在）

飲料水 約5,000本（500ml）及び給水タンク 1基、食糧 約6,000食

※ 被災者（村民）、役場職員、観光客などの帰宅困難者・村内滞留者数等を鑑みると
備蓄不十分

イ 対 策

- (ア) 備蓄計画の検討・見直し
- (イ) 「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」締結企業等との良好な関係の維持による非常時における円滑な業務
- (ウ) 同一災害による被災の可能性が低い、遠隔地に位置する自治体などとの相互受援協定等締結を推進
- (エ) 職員及び村民に対する非常時用食糧・飲料水の備蓄奨励を推奨

(8) その他

各課等で災害発生時に必要と予想されるコピー用紙、コピー機等のトナーなどは、平常時から予備の準備に心掛ける。

第2節 資源の確保状況に応ずる指揮の継続（災害警戒本部・災害対策本部（以下、「災害対策（警戒）本部」という。）の設置等）

(1) 指揮権

災害対策（警戒）本部の設置及び指揮は、本部長の権限で行うが、本部長の判断を仰ぐことができない場合、次の順位により権限を委任する。

災害対策（警戒）本部の権限委任順位
① 第1位：副村長
② 第2位：総務課長
③ 第3位： これ以降については、課長級を条件に災害時の業務付加等を考慮して代行者を指定する。

(2) 災害対策（警戒）本部各部長及び班長不在時の指揮命令系統

災害対策（警戒）本部各部長及び班長が不測事態等により不在の場合、次のとおり迅速・的確に指揮命令を行う。

- ア 災害対策（警戒）本部各部長及び班長と連絡が取れない場合、各部ごとの上位者が指揮命令を行う。
- イ 災害対策（警戒）本部各部長及び班長と連絡が取れるが参集できない場合で対応に時間的余裕がある場合は、災害対策（警戒）本部各部長及び班長の指示を仰ぐが、迅速な対応が要求される場合には、各部ごとの上位者の判断で指揮命令を行い、災害対策（警戒）本部各部長及び班長には対応した事項等を事後報告する。

(3) 速やかに災害対策本部が設置できない場合の行動

大規模な災害時には多くの職員が参集できず、速やかに災害対策本部を設置することができないことも想定されるため、参集した職員が最上位者の指揮のもと「緊急対策班」を編成して順次初動対応にあたる。初動は、
※被害状況の把握に努めるとともに、人命救助を最優先に応急対策を実施する。

※「災害時職員初動マニュアル」参照

この際、発出した命令・指示、連絡を受けた事項等をクロノロジーとして記録し、失念等を防止する。

第7章 業務継続体制の向上

第1節 教育・訓練等

(1) 職員の意識向上

ア 意識の高揚

各課等は、災害応急対策を円滑に行うため、BCP及び必要なマニュアル等を作成して職員に理解させるとともに、BCPの重要性について周知徹底を図り職員の意識高揚に努める。

イ 研修

防災に関係する職員を積極的に外部機関が計画する研修等に参加させ知見を向上させるとともに、村の減災への反映を図る。

ウ 訓練

実践的な訓練実施を主眼として、訓練目標を明確に定め段階的・着実に災害対応能力の向上を図る。

この際、BCPの視点も取り込み実施するように努める。

(2) 職員が具備すべき事項

職員は、各々が発災時に実施すべき具体的な役割を明確に理解し、訓練等を通じて習熟に努める。この際、次の事項に留意する。

ア 防災上、実施すべき業務の理解、特に初動で実施すべき業務

イ 各関係機関等との連絡体制の維持と情報活動

ウ 関係法令の理解

エ 災害に関する知識の修得・向上

オ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点

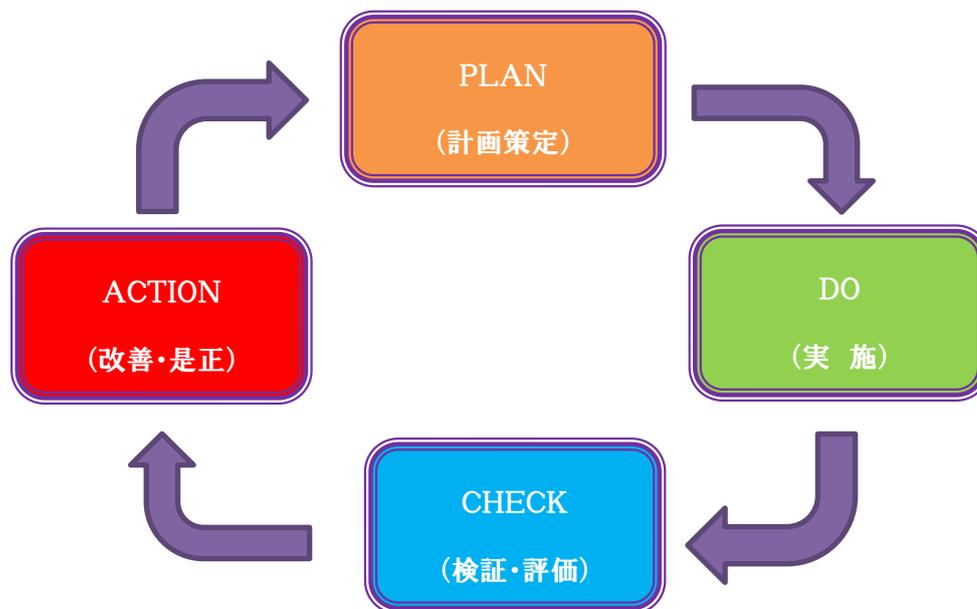
職員は、地域防災計画を基礎とし、災害時の応急対策に係る各種マニュアル及びBCPを整備・拡充し、災害時の各自業務に習熟する。

第2節 点検・是正

業務継続体制の検討は、一定の予測の基に行うものであり、完全な対応は期待できない。このため各課等は、発災時に真に役立つ計画とするため、連絡先などのデータを適宜修正し、訓練等の事後評価から常に業務継続計画及び各種マニュアル等の点検・是正を行う。

地域防災計画の修正や組織改革等が行われた場合、地域防災計画との整合性という観点から、概ね同時期に各種マニュアル及び業務継続計画の見直しを行う。

■ PDCAサイクルによる改善



1 PLAN (計画作成)

災害時、実際に使える計画を作成する。

2 DO (実施)

計画・マニュアル等に基づく訓練などを実施する。

3 CHECK (検証・評価)

計画に妥当性があるか検証を実施し評価する。

この際、問題点があれば明確にする。

4 ACTION (改善)

- (1) 問題点の対策を検討・改善し、計画等に反映する。
- (2) 地域防災計画の修正、組織改編などが行われた場合には、必要に応じBCP、各種マニュアル等の見直し・修正を図る。

平成 30 年 7 月作成

平成 30 年 7 月発行(試 行)

※ 本計画は、約 1 年間の試行期間を設けて訓練等により実効性を検証したのちに加除・修正を行い施行する。

作 成 山中湖村役場総務課

〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1

TEL0555-62-1111

FAX0555-62-3088